

筑後市入札説明書（指名入札会・委託、物品）

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはけません。
業務委託契約約款に、談合の事実があった場合には、請負代金の10分の2の損害賠償を請求する旨の特約条項を設けています。
2. 入札会場に入室後は、退室できません。また、携帯電話の使用、他の入札参加者との会話等は厳に慎んでください。
3. 入札参加業者名の非公表
競争入札参加業者は、事前公表をしません。入札終了後に、競争入札結果（参加業者名、予定価格、落札額等）を公表します。
4. 指名通知書の郵送について
指名通知書は郵送します。
指名通知書を受領した際の受領票は、次のいずれかの方法で連絡してください。
(1)ファクシの場合 受領者氏名、受領年月日、印をご記入のうえ切り取らずに送信してください。
ファクス 0942-65-7071（送付状不要）
(2)郵送の場合 受領者氏名、受領年月日、印（サイン可）をご記入のうえ切り取って封書で郵送してください。〒833-8601 筑後市大字山ノ井898
筑後市役所契約管財課

指名通知書の受領票

指名通知書の
下部分が受領票
です。 ⇒

	工事名又は業務名	受領者	受領年月日	印
1	市道〇〇△△道路改良工事(1工区)	〇〇株式会社 氏名		サイン可

5. 仕様書について
仕様書は、原則として筑後市役所のホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。仕様書にはパスワードを設定していますので、指名通知書の右下にある「4桁の番号」を入力してください。
6. 入札の回数は、再度入札を含めて2回限りとします。ただし、予定価格を公表している場合の入札は1回限りとします。
7. 入札者のうち、予定価格の範囲で、最低価格の入札者を落札者とします。但し、同価格の入札があったときは、くじによって落札者を決定します。
8. 入札書は、本人提出とし、封入れせずに4つ折りとします。
入札書には会社名、代表者名、指名願時に提出した使用印鑑を押印してください。（使用印鑑は、会社印、代表者印又は丸印で会社名及び「代表者之印」が含まれているもの。）
ただし、代理人のときは委任状を提出し、入札書には会社名、代表者名及び代理人を併記し、代理人の印を押印してください。委任状には会社名、代表者名、指名願時に提出した使用印鑑と代理人の印鑑を押印してください。

9. 指名を受けた者は、入札書を提出するまでの間において、いつでも入札を辞退することができます。
指名を受けた者が入札を辞退するときは、次ぎの各号に掲げるところにより行うものとします。
 - (1) 入札前であつては、入札辞退届を契約管財課に直接持参するか郵送してください。
辞退届けがなく入札に欠席された場合は「失格」とし、一定期間指名回避する場合があります（緊急の場合は電話連絡し、後日辞退届けの提出をすること。）。
 - (2) 入札中であつては、辞退する旨を入札書に記載し提出してください。
 - (3) 入札に対し指名した業者が辞退し、入札参加者が1者以下となった場合は、入札を無効とし、辞退した業者を入替えて再入札とします。
 10. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
 11. 落札者は、落札決定後原則として7日以内に契約を締結しなければなりません。
 12. 以上のほか、筑後市契約規則（平成7年3月31日規則第11号）及び入札に関する法令を守らなければなりません。
- ※ 入札書、委任状、入札辞退届の様式は、「筑後市役所のホームページ」の「トップページ」⇒「申請書ダウンロード」⇒「入札情報」から印刷してください。
ただし、こちらから指定した様式を添付している場合はこの限りではありません。
- ※ 業者の皆様へのお願い
本市では、地場産業の育成・活性化の推進を行っておりますので、地場業者・地場産品のより一層の活用をお願いいたします。